

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



專決第7号

市道新町線において発生した追突事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月13日

八幡浜市長 大 城 一 郎

## 記

## 1 和解の相手方

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 令和8年5月18日午後2時25分ごろ、八幡浜市幸町86番地11先路上（市道新町線）において、直進中の市所有原動機付自転車が、自宅敷地から同市道上へ出庫中の第三者車両との衝突を回避するため急停車した相手方車両の後方に追突し、同車両に損害を与えた。

このため、相手方車両の修理損害額の全額を市が相手方に支払う。

- (2) 相手方は、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求は行わない。
- (3) 損害賠償の額 285,945 円

